

कोरोレ東川
 事故・緊急時等対応マニュアル

令和7年12月3日 策定

事故・緊急時等対応マニュアル

【1】緊急時とは

緊急時とは、サービス提供時に発生した利用者の病状の急変、生命の危険等が生じる場合をいう。

障害児通所支援サービス事業における従事者の場合、発達に特性のある利用者を対象としている業務内容からも緊急を要する事故の発生に備えて、事前にその対応方法及び手順を周知徹底し、適切に対処することが求められる。

【2】事故発生予防のための情報収集

(1) 利用者の疾患等の情報収集

- ① 主治医の診断書等によって、利用者の過去の疾患、現在治療中の疾患等の情報を収集する。
- ② 収集した疾患に関する情報を整理する。
- ③ サービス提供の際の事前の体温測定等のバイタルチェックによって、緊急事態の発生の可能性を予測する。

(2) 利用者や保護者とのコミュニケーション

- ① モニタリング等で利用者や保護者とコミュニケーションをとり、状態の把握に努める。
- ② 利用者や保護者との信頼関係を強化し、情報の発信が出しやすい状況を築くことが大切である。
- ③ 顔色や熱感等の観察による情報も重要である。

【3】緊急連絡等の整備

(1) 緊急連絡先一覧表の作成

緊急時に備えて素早く対応できるように、利用者の家族、主治医、放課後等デイサービス他事業者等を記載した緊急連絡先一覧表を作成しておく。

(2) 医療情報の記録表

緊急時の搬送先が主治医の病院とは限らないのでやむを得ず搬送先に同行した場合には、できる限り担当医に対して現在保有している利用者の正確な医療情報を伝えなければならないので、そのためには事業所から当該病院に FAX を送付することが出来るよう、次のような医療情報を整理しておく。

- ① 過去の疾患及び現在治療中の疾患
- ② 服用している医薬品名等
- ③ アレルギー情報等

【4】緊急時の対応

(1) 緊急連絡

- ① 状態に応じて主治医に連絡又は 119 番に通報する。
- ② 保護者に連絡する。
- ③ 必要に応じて、他の利用者に状況を説明し落ち着かせる。
- ④ 事業主・管理者に連絡し、対応を協議する。

(2) 119 番通報

- ① 救急車が迅速に到着できるように、事前に事業所への案内方法を想定しておく。(目標となる建造物の確認)
- ② 利用者の状態を簡潔明瞭に伝える。
 - ・意識(意識がない・反応がない・呂律が回らない等)
 - ・呼吸(呼吸がない・呼吸が早い・遅い・弱い等)
 - ・脈拍(脈拍がない・脈拍が早い・遅い・弱い等)
 - ・体温(高い・低い)
 - ・吐血・下血(色・量・回数等)
 - ・嘔吐(嘔吐物の色・量・形状等)※ 状態を随時記録する

(3) 応急処置

医療行為はできないが、状況に応じて可能であれば次の一般的な処置をおこなう。

- ・口腔内の異物等の確認及び除去
- ・気道の確保
- ・人工呼吸
- ・心臓マッサージ
- ・止血
- ・状況に応じ、近くに AED があれば対応

(4) 救急車の誘導と到着後

- ① 道路に出て、救急車を誘導する
- ② 利用者の状態を落ち着いて説明する
- ③ 状況に詳しい者が救急車に同乗する

【4】結果の報告・記録

- ① 対応結果について、保護者に報告する。
- ② 緊急事態又は事故の発生から対応までの一連の経緯について記録する。特に故については、この記録に基づき事故の要因分析や具体的な再発防止策を検討・実践していくことになるので、従業員の記憶の定かな早い段階での確実な事実の確認と記録が求められる。
- ③ 対応手順に問題点がないかを検討し、以後の対応をさらに向上させる事例として活用する。

けが・急病の発生時



けが・急病

応急手当

近くの指導員が直ぐに対応する
他の指導員への連絡も行う

重 度

(例) 意識がない
骨折した
止血が困難
頭部の強打



軽 度

救急車への同乗

保護者への連絡

他の子どもの対応

保護者への連絡

経過観察

医療機関への事故
発生時の状況説明

診断結果の確認と連絡

緊急対応後

事故状況の確認
市役所への連絡

病院への受診

診断結果の確認

その後の経過確認・観察
支援・配慮等

直接、又は連絡帳による
保護者への連絡

当日の事業終了後、記録の作成 重度の場合は、市役所に提出